

町県民税の家屋敷課税について

1. 家屋敷課税とは

賦課期日（毎年1月1日）現在において、遊佐町内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、遊佐町に住民登録がない方に町民税・県民税の均等割（6,000円）を課税するものです。

（地方税法第24条第1項第2号及び同法第294条第1項第2号）

※土地や家屋の所有に係る固定資産税とは性質が異なります。

2. 「家屋敷」とは

自己又は家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくとも、いつでも自由に居住できる状態にある建物をいいます。

3. 家屋敷課税の対象者

次の1から3に該当する方に課税されます。

1. 1月1日現在、遊佐町に住民登録がない方
2. 遊佐町内に住宅、事務所、事業所等を所有している方
3. 住民登録のある住所地で、住民税が課税されている方

4. 課税対象とならない場合

1. 住民登録のある住所地で、住民税が非課税である
2. 老朽化が激しく、居住できる状態にない場合

※水道・電気等の契約の有無にかかわらず、屋根や壁などの破損により、建物として使用不可能な状態であること

3. 他人に貸し付ける目的で所有している住宅 など

5. 家屋敷課税を行う理由

家屋敷等を所有していることにより受ける行政サービス（消防、衛生、道路など）に対して、遊佐町に住民登録がなくても（他市区町村で課税されていても）一定の負担をしていただく趣旨のものです。

6. 家屋敷を有しなくなった場合は

家屋の売買や滅失、事務所・事業所の閉鎖などをされた場合は、町民課課税係まで連絡してください。なお、1月1日時点における現況で判断されますので、1月1日以降に取り壊したり、他者へ売却した場合は、次年度より課税対象から外れることになります。

<お問い合わせ先>

遊佐町役場 町民課課税係 TEL 0234-72-5876